

2026年3月17日
東海大学

元本学工学部教員による研究活動に係る不正行為の認定について（概要）

1. 経緯

2025年3月、本学研究不正に係る告発・相談窓口に対して、本学工学部教員（当時は在職、以下「調査対象者」という。）によるハラスメント行為、研究費の不正受給及び虚偽の出張報告等に関する告発があった。

本学「研究活動に係る不正防止対策及び不正行為への対応に関する規程」（以下「本学規程」という。）に基づき、予備調査を実施した。予備調査の結果、調査対象者による研究費及び出張旅費の不正受給、研究活動中に不適切な行為に及んだこと等の疑いが高まったため、本調査の必要性を認める結果となった。

2025年4月、本学規程に基づき、本学ハラスメント防止人権委員会調査委員会と合同で本調査実施を決定した。

2. 調査

（1）調査体制

本学規程に基づき、不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置した。

委員長	稲津 敏行	（東海大学学長補佐、工学部教授）
委員	秋山 泰伸	（東海大学工学部長補佐、工学部教授）
委員	新屋敷 直木	（東海大学理学研究科長、理学部長、理学部教授）
委員	野中 謙一郎	（東京都市大学理工学部教授）
委員	中村 太一	（弁護士）
委員	山口 智	（公認会計士）

（2）調査内容

- ① 調査期間 2025年4月14日から同年12月24日まで
- ② 調査対象者 元工学部准教授（2025年9月30日付退職）
- ③ 調査対象事項
 - （ア）臨時職員出勤簿の勤務時間を改ざんするように指示した疑い
 - （イ）臨時職員から金銭を回収した疑い
 - （ウ）同行関係者らに不適切な方法で出張するよう指示した疑い

(エ) 出張旅費を不正に受給した疑い

(オ) 研究活動中に不適切な行為に及んだ疑い

- ④ 調査方法 調査対象者、関係者及び関係機関からのヒアリング
関係書類の確認及び評価

(3) 調査結果（不正の内容）

① 出張旅費の不正受給（業務不履行）

調査対象者が本学に対して申請した研究活動等を目的とした複数の出張案件において、出張先での業務を履行していないにもかかわらず、「業務を履行した」と虚偽の出張報告を行い、本学から支給される出張旅費を受給していた事実を確認した。

② 出張旅費の不正受給（安価な方法での出張を指示／差額の回収）

調査対象者から研究活動を目的とした出張に同行する関係者らに対し、「公共交通機関ではなく自家用車で相乗りして出張するように」指示を行った事実を確認した。

さらに、調査対象者は本学から関係者ら各自に支給される出張旅費と自家用車で出張した実費との差額を回収していた事実を確認した。

③ 臨時職員給の不正経理（出勤簿の不正記録）

調査対象者は研究活動の補助等を業務内容として雇用した臨時職員らに対し、出勤簿に記載する勤務時間を「今月の給与は〇〇円分になるように記載すること」と指示し、勤務実態とは異なる虚偽の勤務時間の記録を行わせていた事実を確認した。

④ 研究活動上の不適切な行為

研究活動を目的とした出張中、調査対象者と関係者らによる飲酒を伴う場面において、調査対象者が不適切な行為に及んだ事実を確認した。

(4) 関係省庁、関係機関への報告

不正行為を認定した案件に関係する省庁及び機関に対しては、本調査の進捗に応じて、対応の進捗及び調査結果の報告を行った。

3. 不正の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

① 本学では、2019年度に本学で発生した公的研究費等に係る不正執行事案に対する再発防止策の一環として、出張に関する内部検査を継続的に実施している。本内部検査の方法は、無作為に抽出した教職員の出張案件に対して、当該出張者及び出張先機関に対する聞き取り調査及び根拠資料の確認等である。本案件調査対象者が2024年度の内部検査において検査対象となった際、調査対象とした出張案件は正当な結果であり、一切の不正は認められなかった。

しかし、本案件調査結果と内部検査対象案件の時期を照合すると、内部検査受検時にも他の出張案件で虚偽の出張報告に基づき出張旅費を不正に受給していた事実を確認したため、内部検査による不正行為の発覚を偶然にも回避しながら、虚偽の出張報告を行うことが常態化していたと判断する。

② 前記の虚偽の出張報告に加えて、臨時職員らに対して虚偽の勤務時間を記録するように指示したこと、出張に同行した関係者らに対し本学では特段の理由がない限り認めていない自家用車での出張を計画させ実行させたこと、関係者らに対し自家用車での出張を計画させながら、正規の出張方法（公共交通機関）による出張であると虚偽の旅費申請を行わせていたこと、出張中に関係者らに不適切な行為に及んだこと等、高等教育機関における教育、研究活動に従事する者としての倫理観が著しく欠如していたと判断する。

(2) 再発防止策

① 本学ホームページ及び学内会議において本案件の概要を公開し、不正行為の抑止に繋げる。

② 出張に関する内部検査において、検査対象案件抽出に際し新たな抽出条件を追加すると共に検査件数を増加し、内部検査機能を強化する。

③ 研究活動の補助業務等を担う臨時職員を雇用する際、雇用者（勤務管理者）に対して、その責任範囲及び任務等を周知し、適切な勤務管理を徹底させる。

④ 研究活動の補助業務等を担う臨時職員に対して、研究者と同等の研究倫理教育の受講を義務付け、臨時職員の倫理観を向上させる。

⑤ 客観的な記録による適切な勤務時間の管理を実現するために、臨時職員勤務管理システムの早期導入を計画し、勤務状況確認等の雇用管理に事務部門が関与し易い環境の整備を目指す。

4. 本学における措置

調査対象者は2025年9月30日付で退職しており懲戒処分対象ではないものの、現職者と仮定し、学校法人東海大学懲戒委員会において想定される処分量定を確認した。その結果、「懲戒解雇を含む出勤停止14日を超える処分」を想定する事案であることを確認した。

また、出張旅費の不正受給を認定した案件については、調査対象者に対して不正受給金額の返金を請求し清算処理を行う等、厳正に対処した。

以 上